

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年2月21日

支出負担行為担当官

国立駿河療養所事務長 納富 修

1 調達内容

(1) 調達件名

所内ネットワーク保守業務契約

(2) 調達件名の仕様書

入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日までとする。

(4) 履行場所

国立駿河療養所

(5) 入札方法

落札の決定は、最低価格落札方式を持って行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA、B又はCの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

- ・資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したも者
- ・経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(6) プライバシーマーク又はISO27001を取得していること。

(7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
- ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先
〒412-8512 静岡県御殿場市神山1915

国立駿河療養所 会計班長 林田龍志

電話0550-87-1711 内線208

(2) 入札に関する説明会参加申込み締切及び連絡場所

平成31年2月27日(水) 17時00分
〒412-8512 静岡県御殿場市神山1915
国立駿河療養所会計班長 林田 龍志
電話0550-87-1711 内線208

- (3) 入札に関する説明会
平成31年2月28日(木) 10時30分
国立駿河療養所 ふれあいセンター
- (4) 入札書の受領期限
 - ①電子調達システムにより入札を行う場合
平成31年3月11日(月) 13時00分
 - ②紙入札により入札を行う場合
平成31年3月11日(月) 16時00分
- (5) 開札の日時及び場所
平成31年3月12日(火) 10時30分
国立駿河療養所本館2階会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(1)に示した入札等物件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
最低価格落札方式とし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
上記の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (9) 詳細は入札説明書による。